

第10編 農業農村整備編

第1章 ほ場整備工事

第1節 適用

10-1-1-1 適用

1. 本章は、ほ場整備工事の整地工、水路工及び道路工その他これに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 一般事項

10-1-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として 設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認を求めなければならない。

コンクリート標準示方書	(公社) 土木学会
コンクリートのポンプ施工指針	(公社) 土木学会
鉄筋定着・継手指針	(公社) 土木学会
鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事	(公社) 日本鉄筋継手協会
道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編)	(公社) 日本道路協会
道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編)	(公社) 日本道路協会
鋼道路橋施工便覧	(公社) 日本道路協会
鋼道路橋防食便覧	(公社) 日本道路協会
舗装の構造に関する技術基準・同解説	(公社) 日本道路協会
舗装設計施工指針	(公社) 日本道路協会
舗装施工便覧	(公社) 日本道路協会
舗装調査・試験法便覧	(公社) 日本道路協会
アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(公社) 日本道路協会
転圧コンクリート舗装技術指針 (案)	(公社) 日本道路協会
道路土工－軟弱地盤対策工指針	(公社) 日本道路協会
道路土工－盛土工指針	(公社) 日本道路協会

道路土工－擁壁工指針	(公社) 日本道路協会
道路土工－カルバート工指針	(公社) 日本道路協会
道路土工－仮設構造物工指針	(公社) 日本道路協会
舗装再生便覧	(公社) 日本道路協会
道路標識設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会
視線誘導標設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会
杭基礎施工便覧	(公社) 日本道路協会
薬液注入工法の設計・施工指針	(一社) 日本グラウト協会
仮締切堤設置基準（案）	国土交通省水管理・国土保全局
防護柵の設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会
車両用防護柵標準仕様・同解説	(公社) 日本道路協会
のり枠工の設計・施工指針	(一社) 全国特定法面保護協会
グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	(公社) 地盤工学会
トンネル標準示方書・同解説	(公社) 土木学会
ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	厚生労働省労働基準局
道路トンネル観察・計測指針	(公社) 日本道路協会
道路トンネル安全施工技術指針	(公社) 日本道路協会
道路トンネル技術基準（換気編）・同解説	(公社) 日本道路協会
道路トンネル技術基準（構造編）・同解説	(公社) 日本道路協会
ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会
手すり先行工法に関するガイドライン	厚生労働省労働基準局
土止め先行工法に関するガイドライン	厚生労働省労働基準局
石綿障害予防規則	厚生労働省
労働安全衛生規則	厚生労働省
クレーン等安全規則	厚生労働省
斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省労働基準局
山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン	厚生労働省労働基準局
シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン	厚生労働省労働基準局

基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために構すべき措置 国土交通省
基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン 国土交通省
既製コンクリート杭施工管理指針 (一社) 日本建設業連合会

10-1-2-2 一般事項

1. 事前準備

受注者は、ほ場整備工の施工に先立ち、極力地区外の排水を遮断し、地区内への流入を防ぐとともに、施工に当たり、なるべく地区内の地表水及び地下水を排除した状態にするものとする。

2. 施工順序

(1) 受注者は、雑物除去、仮設工（仮設道路、仮排水路、旧水路撤去、旧道路撤去）、整地工、道路工（法面整形、不陸整正、路盤工）及び水路工（排水路、幹線用水路、支線用水路、用排水路）等を検討し、施工方法、施工順序を決定しなければならない。

(2) 整地工における作業工程は、以下の工程を標準とする。

① 表土扱いがある場合

表土剥ぎ取り → 基盤切盛 → 畦畔築立 → 基盤整地 → 表土戻し
→ 表土整地

② 表土扱いがない場合

基盤切盛 → 畦畔築立 → 基盤整地

3. 石礫等の処理

(1) 受注者は、ほ場面に露出している石礫の処理について、次により行うものとし、やむを得ず地区外に処理しなければならないときは、監督員の承諾を得るものとする。

① パイプライン工事のある区域は、パイプ布設位置を避けて埋設しなければならない。

② 暗渠排水工事のある区域は、工事に支障のない深さに埋設しなければならない。

③ その他の区域にあっては、耕作に支障のない深さに埋設しなければならない。

(2) 受注者は、地区内の根株等をすべて適正に処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。

4. 旧排水路等の処理

受注者は、旧水路等の埋立てに当たり、設計図書に示す排水及び湧水処理を行い埋立てなければならない。

なお、計画以外の場所で排水及び湧水処理を行う必要が生じた場合、監督員と協議するものとする。

第3節 整地工

10-1-3-1 整地工

1. 表土剥ぎ取り

- (1) 受注者は、表土剥ぎ取りに当たり、現況表土の厚さを確認しなければならない。
- (2) 受注者は、表土剥ぎ取りに当たり、雑物等が混入しないよう注意しなければならない。
- (3) 受注者は、表土の飛散や基盤土の混入を防止し、集積した表土が降雨等により流亡しないよう留意しなければならない。

2. 基盤造成

- (1) 基盤造成は、原則として地区内流用とし、地区外流用がある場合は、設計図書によるものとする。
- (2) 受注者は、施工機械の走行により部分的な過転圧とならないように施工しなければならない。
- (3) 受注者は、基盤造成の施工に当たり、常に良好な排水状態を維持しなければならない。

3. 受注者は、盛土高さの大きい箇所又は水路埋立て箇所など沈下が予想される箇所について、沈下が生じないよう十分な施工をしなければならない。

4. 畦畔築立

- (1) 受注者は、設計図書に示す計画耕区の境界線に合致するよう畦畔を設け、締固めを行い規定の断面に仕上げなければならない。
- (2) 畦畔用土は、原則として基盤土を流用するものとする。

5. 基盤整地

- (1) 受注者は、基盤整地に当たり、耕作に支障のない均平度を保つよう仕上げなければならない。
- (2) 受注者は、基盤整地に当たり、用水路側が排水路側より高くなるよう仕上げるものとする。

(3) 受注者は、基盤整地仕上げ完了後、監督員の確認を受けなければならない。

6. 表土整地

- (1) 受注者は、表土戻しに当たり、表土に基盤土が混入しないよう注意して施工しなければならない。
- (2) 受注者は、表土整地に当たり、耕作に支障のないよう設計図書に示す表土厚さを確保し、均平に仕上げなければならない。

10-1-3-2 整形仕上げ工

1. 受注者は、指定された勾配で、法面の安定を欠くおそれのある場合及び転石等で法面の不陸を招くおそれのある場合、監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、土質の変化や切土と盛土の法面の連続により、法勾配が変わる箇所の取付けは、なじみよく施工しなければならない。
3. 受注者は、水平な面を施工する場合、平坦に締固め、排水が良好となるよう施工しなければならない。

10-1-3-3 進入路工

- (1) 受注者は、耕作に支障のないように進入路を設置しなければならない。
- (2) 進入路用土は、原則として基盤土を流用するものとする。

10-1-3-4 暗渠排水工

1. 掘削及び配管順序

- (1) 受注者は、掘削に当たり、ほ場面の高低及び地耐力を考慮し、設計図書に示す深さ、勾配になるよう施工しなければならない。
- (2) 受注者は、掘削に当たり、集水渠、吸水渠の順に下流から上流に向って施工しなければならない。
- (3) 受注者は、配管に当たり、上流から下流に向って施工し、各連結部を円滑に接合しなければならない。

ただし、自動埋設機械を使用する場合の埋設方向はこの限りでない。

また、溝底部が凹凸、蛇行のないよう施工しなければならない。

- (4) 受注者は、溝底部が軟弱又は泥水状態にあり、暗渠排水の効果が阻害されるおそれのある場合、監督員と協議のうえ阻害防止の措置を講じるものとする。

2. 被覆材

受注者は、被覆材について、圧密後の状態で設計図書に示す厚さを確保し、かつ管体を十分被覆するよう施工しなければならない。

3. 泥水流入の防止

受注者は、管の上流端について、キャップを用い土砂の流入を防がなければならぬ。

また、布設作業を一時中断するような場合、管に栓をして泥水の流入を防がなければならぬ。

10-1-3-5 付帯工

用水取水管及び田面排水口については、設計図書に基づき設置しなければならぬ。

10-1-3-6 植生工

植生工の施工については、3-1-14-2 植生工の規定によるものとする。

10-1-3-7 作業残土処理工

作業残土処理工の施工については、1-2-3-7 残土処理工の規定によるものとする。

10-1-3-8 構造物取壊し工

構造物取壊し工の施工については、3-1-9-3 構造物取壊し工の規定によるものとする。

第4節 用水路工（開水路）

10-1-4-1 作業土工

作業土工の施工については、3-1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

10-1-4-2 整形仕上げ工

整形仕上げ工の施工については、10-1-3-2 整形仕上げ工の規定によるものとする。

10－1－4－3 植生工

植生工の施工については、3－1－14－2 植生工の規定によるものとする。

10－1－4－4 用水路工

1. 受注者は、用水路の施工に当たり、ほ場面標高等の変更による手戻りがないよう留意して施工しなければならない。
2. 受注者は、用水路の溝畔について、漏水を起こすような石礫、雑物を取り除き、十分に締固め規定の断面に仕上げなければならない。
3. 受注者は、鉄筋コンクリート二次製品の運搬作業における取り扱いを吊金具又は、支点付近で支える2点支持で行うとともに、衝撃を与えないように注意しなければならない。
4. 受注者は、鉄筋コンクリート二次製品の保管のための積重ね段数を5段積みまでとし、損傷のないよう緩衝材を用いて、適切な保護を行わなければならぬ。
5. 受注者は、鉄筋コンクリート二次製品の接合作業において、モルタル（セメント1：砂2）又はジョイント材により、漏水のないよう十分注意して施工しなければならない。
6. 受注者は、モルタル継目の施工において、鉄筋コンクリート二次製品据付後継目を十分清掃してから行うものとし、施工後、振動、衝撃を与えてはならない。
7. 受注者は、鉄筋コンクリート二次製品の水路底の高さを受台又は基礎により調整し、凹凸がなく仕上がりが滑らかで外観を損じないよう施工しなければならない。

10－1－4－5 取水工

取水口及び分水施設は、設計図書に示す位置、構造で設置するものとする。なお、現地に適合しない場合は、監督員と協議するものとする。

10－1－4－6 付帯工

柵、管渠、呑口、吐口の施工に当たっては、10－1－4－4 用水路工の規定により設計図書に示す位置、構造で設置するものとする。
なお、現地に適合しない場合は、監督員と協議するものとする。

第5節 用水路工（管水路）

10-1-5-1 管水路工

管水路工の施工については、第10編第4章管水路工事の規定によるものとする。

第6節 排水路工

10-1-6-1 作業土工

作業土工の施工については、3-1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

10-1-6-2 整形仕上げ工

整形仕上げ工の施工については、10-1-3-2 整形仕上げ工の規定によるものとする。

10-1-6-3 植生工

植生工の施工については、3-1-14-2 植生工の規定によるものとする。

10-1-6-4 排水路工

1. 受注者は、排水路の施工に当たり、ほ場面標高等の変更による手戻りがないよう留意して施工しなければならない。
2. 受注者は、排水路の溝畔について、漏水を起こすような石礫、雑物を取り除き、十分に締固め規定の断面に仕上げなければならない。
3. 受注者は、鉄筋コンクリート二次製品の運搬作業における取り扱いを吊金具又は支点付近で支える2点支持で行うとともに、衝撃を与えないように注意しなければならない。
4. 受注者は、鉄筋コンクリート二次製品の保管のための積重ね段数を5段積みまでとし、損傷のないよう緩衝材を用いて、適切な保護を行わなければならぬ。
5. 受注者は、鉄筋コンクリート二次製品の水路底の高さを受台又は基礎により調整し、凹凸がなく仕上がりが滑らかで外観を損じないよう施工しなければならない。
6. 受注者は、コンクリート柵渠の組み立てに際しては、計画線に対して出入り、よじれのないよう、柵渠を設計図書に示す高さに、正しく組立てなければならぬ。

7. 受注者は、コンクリート柵渠の柵板の取扱いに際しては、柵板を損傷のないよう丁寧に取り扱い、設置に際しては、特に表裏を間違わないようにしなければならない。

10-1-6-5 付帯工

付帯工の施工については、10-1-4-6 付帯工の規定によるものとする。

第7節 道路工

10-1-7-1 掘削工

掘削工の施工については、1-2-4-2 掘削工の規定によるものとする。

10-1-7-2 盛土工

盛土工の施工については、1-2-3-3 盛土工の規定によるものとする。

10-1-7-3 路体盛土工

路体盛土工の施工については、1-2-4-3 路体盛土工の規定によるものとする。

10-1-7-4 路床盛土工

路床盛土工の施工については、1-2-4-4 路床盛土工の規定によるものとする。

10-1-7-5 整形仕上げ工

整形仕上げ工の施工については、10-1-3-2 整形仕上げ工の規定によるものとする。

10-1-7-6 植生工

植生工の施工については、3-1-14-2 植生工の規定によるものとする。

10-1-7-7 吹付工

吹付工の施工については、3-1-14-3 吹付工の規定によるものとする。

10－1－7－8 舗装準備工

舗装準備工の施工については、3－1－6－5舗装準備工の規定によるものとする。

10－1－7－9 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、3－1－6－7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

10－1－7－10 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、3－1－6－12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

10－1－7－11 砂利舗装工

1. 受注者は、路面仕上げに当たり、中央部を高くし必ず横断勾配を付けなければならない。

なお、横断勾配は設計図書によるものとする。

2. 受注者は、敷砂利の施工に当たり、敷厚が均一になるように仕上げなければならない。

第2章 農用地造成工事

第1節 適用

10-2-1-1 適用

1. 本章は、農地造成工事の基盤工、畠面工、道路工及び防災施設工その他これに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 一般事項

10-2-2-1 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準については、10-1-2-1 適用すべき諸基準の規定によるものとする。

10-2-2-2 一般事項

1. 受注者は、工事着手前に発注者が確保している工事用地等について、監督員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。
なお、工事施工上、境界杭が支障となり紛失等のおそれのある場合については、控杭を設置しなければならない。
2. 検測又は確認
受注者は、設計図書に示す作業段階において検測又は確認を受けなければならぬ。
3. 事前準備
受注者は、農用地造成工の施工に先立ち、極力地区外の排水を遮断し、地区内への流入を防ぐとともに、施工に当たって、なるべく地区内の地表水及び地下水を排除した状態にするものとする。
4. 施工順序
受注者は、工事内容により施工工程を検討のうえ、分割ブロック、防災施設の施工計画、仮設工事の施工計画、主要機械の搬入搬出計画、関連工事との工程調整等を考慮し、施工方法、施工順序を決定しなければならない。

第3節 基盤工

10-2-3-1 暗渠排水工

1. 受注者は、基盤造成着手前に谷部及び湧水部について、設計図書に示す暗渠排水を施工しなければならない。
2. 受注者は、現地確認の結果、設計図書に示す暗渠排水の計画以外の箇所において、暗渠排水の必要があると認められるとき、監督員に報告し、その処理方法について監督員と協議しなければならない。

10-2-3-2 造成土工

1. 刈払い工

- (1) 受注者は、造成土工の施工に先立ち、造成地区の外周境界を旗等により表示し、監督員の確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、造成地区内の不用な稚樹、灌木、笹、雑草等を刈払機、チェンソー等により刈払いしなければならない。
- (3) 受注者は、刈払い作業に当たり、造成地区境界線より内部へ所定の幅で防火帯を設け、防火帯内の稚樹、灌木、笹、雑草等を地際より刈払い、枝条類とともに区域内に集積しなければならない。

2. 伐開物処理工

受注者は、集積した伐開物を関係法令により、適切に処理するものとし、できる限り再生利用を図らなければならない。また、その処分方法について事前に監督員と協議しなければならない。

3. 抜根、排根工

- (1) 受注者は、根ぶるい、反転等により樹根の付着土を極力脱落させなければならない。
- (2) 受注者は、抜根跡地について、沈下の生じない程度に埋戻しを行い、周辺の地盤とともにできるだけ平らに均すようにしなければならない。
- (3) 受注者は、排根作業に当たり、表土の持ち去りを極力少なくするよう注意しなければならない。
- (4) 抜根及び排根の集積場所及び処理方法は設計図書によるものとする。

なお、設計図書に示されていない場合は、監督員と協議しなければならない。

4. 基盤整地

- (1) 受注者は、基盤整地の仕上がり標高について、設計図書を目標として施工

しなければならない。ただし、切土標高については指定標高とする。

- (2) 受注者は、盛土部の施工において、1－2－3－3 盛土工第2項の段切り等により現地盤になじみ良く施工しなければならない。
- (3) 受注者は、造成面に中だるみがないよう施工しなければならない。
- (4) 受注者は、盛土法面から水平距離5mの範囲について、1層の仕上がり厚さ30cm程度となるよう特に注意しまき出し、締固めなければならない。
- (5) 受注者は、基盤造成中に次の事項が生じた場合、監督員と協議のうえ処理しなければならない。
 - ① 岩盤又は転石等が出現した場合
 - ② 耕土として、不適当な土質が出現した場合
 - ③ 多量の湧水が出現した場合

10－2－3－3 整形仕上げ工

1. 整地仕上げ工の施工については、10－1－3－2 整形仕上げ工の規定によるものとする。
2. 切土法面及び盛土法面の法勾配については設計図書によるものとし、法面に切土法面及び盛土法面が混在する場合は、原則として盛土法面に合わせなければならない。

10－2－3－4 法面排水工

受注者は、切土法面及び盛土法面の小段には降雨等による法面侵食防止のため、設計図書に基づき鉄筋コンクリート二次製品水路等を設置しなければならない。

10－2－3－5 法止工

1. 床掘の施工については、3－1－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。
2. じやかご、ふとんかごの施工については、3－1－14－7 かご工の規定によるものとする。

10－2－3－6 作業残土処理工

作業残土の処理については、1－2－3－7 残土処理工の規定によるものとする。

第4節 法面工

10-2-4-1 植生工

植生工の施工については、3-1-14-2 植生工の規定によるものとする。

10-2-4-2 吹付工

吹付工の施工については、3-1-14-3 吹付工の規定によるものとする。

第5節 畑面工

10-2-5-1 畑面工

1. 雜物及び石礫除去

- (1) 受注者は、耕起と同一範囲について、雑物及び石礫除去を行わなければならぬ。
- (2) 受注者は、耕起作業の前後及び碎土作業の後、表面に現れた石礫を取り除かなければならぬ。
- (3) 受注者は、根株、木片、枝葉等を、耕作に支障のない程度に除去しなければならぬ。
- (4) 雜物及び石礫の処理方法は設計図書によるものとする。

なお、設計図書に示されていない場合は、監督員と協議しなければならない。

2. 耕起

- (1) 受注者は、耕起に当たり、造成面の乾燥状態を把握のうえ、十分に耕起し得る状態で行わなければならない。
- (2) 受注者は、耕起に当たり、設計図書に示す耕起深を確保するため、しわよせ、かく拌又は反転を行わなければならない。
- (3) 受注者は、ほ場の隅及び耕起機械の方向転換箇所等に、不耕起箇所が生じないよう注意して施工しなければならない。

3. 土壌改良材の散布

- (1) 受注者は、使用する土壌改良資材が肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく場合、監督員に保証票を提出しなければならない。
- (2) 受注者は、所定量を均等に散布するように留意しなければならない。
なお、土壌改良資材の1ヘクタール当たり使用量は、設計図書によるものとする。

- (3) 受注者は、土壤改良資材を2種類以上同時散布する場合、極力均等に散布できるよう層状、交互に積込みを行い施工しなければならない。
- (4) 受注者は、強風で資材が飛散するような場合、施工してはならない。
- (5) 受注者は、資材の保管に当たり、変質しないよう十分湿気等に注意しなければならない。

4. 碎 土

- (1) 受注者は、碎土に当たり、耕土が適切な水分状態のときに行い、土壤改良資材との効果的な混合を図らなければならない。
- (2) 受注者は、ほ場の隅及び碎土機械の方向転換箇所等に、不碎土箇所が生じないよう注意して施工しなければならない。
- (3) 碎土作業においては、耕土の極端な移動があつてはならない。

10-2-5-2 畑面保全工

造成後の降雨等によるほ場面の侵食防止のため、承水路を設計図書に示す位置に等高線とほぼ平行に設置しなければならない。

10-2-5-3 畑面暗渠排水工

- 1. 畑面の暗渠排水等の施工については、10-1-3-4 暗渠排水工の規規によるものとする。
- 2. 受注者は、設計図書に基づき、造成地区外背後山地からの浸透水を遮断、補足する補水渠を設置するものとする。

第6節 道路工

10-2-6-1 掘削工

掘削工の施工については、1-2-4-2 掘削工の規定によるものとする。

10-2-6-2 盛土工

盛土工の施工については、1-2-3-3 盛土工の規定によるものとする。

10-2-6-3 路体盛土工

路体盛土工の施工については、1-2-4-3 路体盛土工の規定によるものとする。

10－2－6－4 路床盛土工

路床盛土工の施工については、1－2－4－4 路床盛土工の規定によるものとする。

10－2－6－5 整形仕上げ工

整形仕上げ工の施工については、10－1－3－2 整形仕上げ工の規定によるものとする。

10－2－6－6 舗装準備工

舗装準備工の施工については、3－1－6－5 舗装準備工の規定によるものとする。

10－2－6－7 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、3－1－6－7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

10－2－6－8 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、3－1－6－12 コンクリート舗装工の規定によるものとする。

10－2－6－9 砂利舗装工

砂利舗装工の施工については、10－1－7－11 砂利舗装工の規定によるものとする。

第7節 排水路工

10－2－7－1 排水路工

排水路工の施工については、10－1－6－4 排水路工の規定に準じるものとする。

第8節 ほ場内沈砂池工

10－2－8－1 ほ場内沈砂池工

1. 受注者は、設計図書に示す位置に沈砂池を設置しなければならない。なお、この沈砂池は工事完了までに埋戻さなければならない。

2. 沈砂池の法面整形については、10-1-3-2整形仕上げ工の規定によるものとする。
3. 護岸に使用するふとんかご及びじやかごの施工については、3-1-14-7かご工の規定によるものとする。
4. 護岸に使用する柵工の施工については、10-1-6-4排水路工第6項及び第7項の規定に準じるものとする。
5. 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、1-1-1-20建設副産物の規定によるものとする。

第9節 防災施設工

10-2-9-1 作業土工

作業土工の施工については、3-1-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

10-2-9-2 ほ場外沈砂池工

1. 受注者は、基盤造成中の降雨等により土砂が地区外に流出することを防止するため、設計図書に示す位置に地区外沈砂池を設置しなければならない。
なお、この沈砂池は工事期間中受注者の責任において善良な管理を行わなければならない。
2. 沈砂池の法面整形については、10-1-3-2整形仕上げ工の規定によるものとする。
3. 護岸に使用するふとんかご及びじやかごの施工については、3-1-14-7かご工の規定によるものとする。
4. 護岸に使用する柵工の施工については、10-1-6-4排水路工第6項及び第7項の規定に準じるものとする。

10-2-9-3 洪水調整池工

1. 受注者は、基盤造成中の降雨等により土砂及び汚濁水が地区外に流出することを防止するため、設計図書に示す位置に洪水を調整する機能を備えた調整池を設置しなければならない。

また、工事施工中は、受注者の責任において善良な管理を行わなければならない。

2. 堤体盛土の施工については、設計図書によるものとする。

3. 洪水調整池の法面整形については、10-1-3-2 整形仕上げ工の規定によるものとする。
4. 護岸に使用するふとんかご及びじやかごの施工については、3-1-14-7 かご工の規定によるものとする。
5. 護岸に使用する柵工の施工については、10-1-6-4 排水路工第6項及び第7項の規定に準じるものとする。

10-2-9-4 植生工

植生工の施工については、3-1-14-2 植生工の規定によるものとする。

10-2-9-5 洪水吐工

洪水吐工の施工については、設計図書によるものとする。

10-2-9-6 放流工

放流工の施工については、10-3-6-2 現場打ち開渠工の規定によるものとする。

第3章 水路工事

第1節 適用

10-3-1-1 適用

1. 本章は、現場打ちコンクリート及びプレキャストコンクリート製品を使用する開渠工、暗渠工、その他これらに類する工種に適用する。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 一般事項

10-3-2-1 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準については、10-1-2-1 適用すべき諸基準の規定によるほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めるなければならない。

土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」

農林水産省農村振興局

10-3-2-2 一般事項

1. 受注者は、アンダードレーン及びウイープホールを、コンクリート打設時のセメントミルク等の流入により、機能が阻害されないようにしなければならない。
2. 受注者は、暗渠工及びサイホン工の施工に当たり、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、監督員に報告しなければならない。
3. 受注者は、伸縮継目又は収縮継目を設計図書に示す位置以外に設けてはならない。やむを得ず設計図書の規定によらない場合は、監督員の承諾を得るものとする。
4. 受注者は、止水板、伸縮目地板及びダウエルバーを、設計図書に示す箇所の継目に正しく設置し、コンクリート打設により移動しないように施工しなければならない。
5. 輸送工

受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督員に提出しなければならない。

第3節 土工

10－3－3－1 挖削工

掘削工の施工については、1－2－4－2 挖削工の規定によるものとする。

10－3－3－2 盛土工

盛土工の施工については、1－2－3－3 盛土工の規定によるものとする。

10－3－3－3 整形仕上げ工

整形仕上げ工の施工については、10－1－3－2 整形仕上げ工の規定によるものとする。

10－3－3－4 作業残土処理工

作業残土処理工の施工については、1－2－3－7 残土処理工の規定によるものとする。

第4節 構造物撤去工

10－3－4－1 構造物取壊し工

構造物取壊し工の施工については、3－1－9－3 構造物取壊し工の規定によるものとする。

第5節 基礎工

10－3－5－1 既製杭工

既製杭工の施工については、3－1－4－4 既製杭工の規定によるものとする。

第6節 開渠工

10－3－6－1 作業土工

作業土工の施工については、3－1－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

10－3－6－2 現場打ち開渠工

1. 基礎工の施工については、第3編第1章第4節基礎工の規定によるものとする。
2. コンクリートの施工については、第1編第3章第3節レディーミクストコン

クリート、第4節現場練りコンクリート、第5節運搬・打設の規定によるものとする。

3. 鉄筋工の施工については、第1編第3章第6節鉄筋の規定によるものとする。
4. 型枠工の施工については、第1編第3章第7節型枠・支保の規定によるものとする。
5. 足場の施工については、以下の規定によるものとする。

(1) 受注者は、足場の施工に当たり、労働安全衛生規則第655条を遵守するとともに、足場の沈下、滑動防止、継手方法とその緊結方法に注意して組立てなければならない。

また、足場から工具、資材などが落下するおそれがある場合、落下物防護を設置するものとする。

(2) 受注者は、足場の施工に当たり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

10-3-6-3 プレキャスト開渠工

1. 基礎工の施工については、第3編第1章第4節基礎工の規定によるものとする。
2. コンクリート工の施工については、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節現場練りコンクリート、第5節運搬・打設の規定によるものとする。
3. プレキャストコンクリート製品水路工（大型フリューム水路、L形水路）
 - (1) 受注者は、製品の据付に際して、損傷を与えないよう丁寧に扱うものとし、据付高さの微調整は鉄片等によらなければならない。
 - (2) 受注者は、均しコンクリートと水路底版部間に空隙が残った場合、モルタル等を充填しなければならない。
 - (3) 農業土木事業協会規格L形ブロックの底版接合鉄筋の主筋継手は、設計図書で特に示す場合を除き、片面全溶接継手とし、継手溶接時の熱収縮により水路幅が狭くならないよう注意して施工するものとする。

また、その溶接長は、次表のとおりとする。

(単位 mm)

鉄筋径	φ 9	φ 13	D10	D13	D16
溶接長さ	70以上	90以上	70以上	90以上	140以上

なお、事業協会規格以外の製品を使用する場合、底版接合鉄筋の継手の施工方法については、監督員と協議し、承諾を得るものとする。

(4) 目地処理の方法は、設計図書によるものとする。

4. プレキャストコンクリート製品水路工（小型水路）

- (1) 受注者は、運搬作業に伴う二次製品の取り扱いを吊り金具又は支点付近で支える2点支持で行うとともに、衝撃を与えないように注意しなければならない。
 - (2) 受注者は、保管のための積み重ね段数を5段積みまでとし、損傷のないよう緩衝材を用いて、適切な保護を行わなければならない。
 - (3) 受注者は、接合作業において、設計図書で示す場合を除き、モルタル（セメント1：砂2）又はジョイント材により、漏水のないよう十分注意して施工しなければならない。
 - (4) 受注者は、モルタル継目の施工において、据付後よく継目を清掃してから行うものとし、施工後は、振動、衝撃を与えてはならない。
 - (5) 受注者は、目地材を用いない場合の施工において、ロック背面の土砂が流防しないよう、ロック相互を密着させなければならない。
 - (6) 受注者は、フリュームの水路底の高さを受け台又は基礎により調整し、凹凸がなく仕上がりが滑らかで外観を損じないよう施工しなければならない。
 - (7) 受注者は、計画線に対して出入り、よじれのないよう、柵渠を設計図書に示す高さに、正しく組立てなければならない。
 - (8) 受注者は、柵板を損傷のないよう丁寧に取扱い、設置に関して、特に表裏を間違わないものとし、埋戻しに注意しなければならない。
5. 足場の施工については、10-3-6-2 現場打ち開渠工第5項の規定によるものとする。

第7節 暗渠工

10-3-7-1 作業土工

作業土工の施工については、3-1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

10－3－7－2 現場打ち暗渠工

1. 基礎工の施工については、第3編第1章第4節基礎工の規定によるものとする。
2. コンクリートの施工については、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節現場練りコンクリート、第5節運搬・打設の規定によるものとする。
3. 鉄筋の施工については、第1編第3章第6節鉄筋の規定によるものとする。
4. 型枠及び支保の施工については、第1編第3章第7節型枠・支保の規定によるものとする。
5. 足場の施工については、10－3－6－2 現場打ち開渠工第5項の規定によるものとする。

10－3－7－3 プレキャスト暗渠工

1. 基礎工の施工については、第3編第1章第4節基礎工の規定によるものとする。
2. コンクリートの施工については、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節現場練りコンクリート、第5節運搬・打設の規定によるものとする。
3. プレキャストボックス工の施工については、3－1－3－28 プレキャストカルバート工の規定によるものとする
4. 受注者は、サイホン工の漏水試験を、次により行うものとする。
 - (1) 漏水試験については、次の(2)を除き農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」の品質管理参考資料1「管水路の通水試験」を参考とする。
 - (2) 許容減水量は、サイホン延長1km当たり、矩形断面積を円形断面積に換算した場合の、内径1cm当たり150リットル/日として計算した値とする。

第8節 分水工

10－3－8－1 作業土工

作業土工の施工については、3－1－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

10－3－8－2 分水工

1. 基礎工の施工については、第3編第1章第4節基礎工の規定によるものとする。
2. コンクリート工の施工については、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節現場練りコンクリート、第5節運搬・打設の規定によるものとする。
3. 鉄筋の施工については、第1編第3章第6節鉄筋の規定によるものとする。
4. 型枠及び支保の施工については、第1編第3章第7節型枠・支保の規定によるものとする。
5. 足場の施工については、10－3－6－2現場打ち開渠工第5項の規定によるものとする。

第9節 落差工

10－3－9－1 作業土工

作業土工の施工については、3－1－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

10－3－9－2 落差工

落差工の施工については、10－3－8－2分水工の規定によるものとする。

第10節 水路付帯工

10－3－10－1 水抜き工

受注者は、水抜きの施工に当たり、設計図書により施工するものとし、コンクリート打設により水抜き機能が低下しないようにしなければならない。また、裏込め材が流出しないようフィルター材を施工するものとする。

10－3－10－2 付帯施設工

付帯施設工の施工については、3－1－3－8路側防護柵工に準ずるものとする。

10－3－10－3 安全施設工

安全施設工の施工については、3－1－3－8路側防護柵工の規定によるものとする。

第11節 擁壁工

10-3-11-1 作業土工

作業土工の施工については、3-1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

10-3-11-2 現場打ち擁壁工

1. 基礎工の施工については、第3編第1章第4節基礎工の規定によるものとする。
2. 足場の施工については、10-3-6-2 現場打ち開渠工第5項の規定によるものとする。
3. 型枠の施工については、第1編第3章第7節型枠・支保の規定によるものとする。
4. コンクリートの施工については、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節現場練りコンクリート、第5節運搬・打設の規定によるものとする。
5. 鉄筋の施工については、第1編第3章第6節鉄筋の規定によるものとする。
6. 受注者は、壁体が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。
7. 受注者は、現場打擁壁工に、打継目及び目地を施工する場合、設計図書に示す位置以外に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、監督員の承諾を得るものとする。
8. 受注者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合、法面に対して直角になるように施工しなければならない。
9. 受注者は、裏込石の施工に当たり、碎石、割ぐり石を敷均し、締固めを行わなければならない。

10-3-11-3 プレキャスト擁壁工

1. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の施工に当たり、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。
2. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工に当たり、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。

10-3-11-4 石積工

石積工の施工については、第3編第1章第5節 石・ブロック積（張）工の規定によるものとする。

10-3-11-5 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、3-1-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。

第12節 法面工

10-3-12-1 植生工

植生工の施工については、3-1-14-2 植生工の規定によるものとする。

10-3-12-2 吹付工

吹付工の施工については、3-1-14-3 吹付工の規定によるものとする。

第13節 耕地復旧工

10-3-13-1 水田復旧工

1. 基盤整地

- (1) 受注者は、施工機械の走行により部分的な過転圧とならないように、また沈下が発生しないよう施工しなければならない。
- (2) 受注者は、基盤整地施工に当たり、常に良好な排水状態を維持しなければならない。

2. 畦畔築立

- (1) 受注者は、事前に実施した測量図に合致するよう畦畔を設け、締固めを行い規定の断面に復旧しなければならない。
- (2) 畦畔用土は、設計図書で示す場合を除き、基盤土を流用するものとする。

3. 耕起

受注者は、水田をよく乾燥させた後耕起するものとし、設計図書で示す場合を除き原則1筆全体を行わなければならない。

10-3-13-2 畑地復旧工

1. 基盤整地

- (1) 受注者は、周辺部分の基盤高と合せ整地しなければならない。

(2) 受注者は、施工機械の走行により部分的な過転圧とならないように、また沈下が発生しないよう施工しなければならない。

(3) 受注者は、基盤整地施工に当たり、常に良好な排水状態を維持しなければならない。

2. 碎土

(1) 受注者は、設計図書に示された順序と方法で、碎土を施工しなければならない。

(2) 受注者は、碎土に当たり、適切な耕土の水分状態のときに行わなければならぬ。

(3) 碎土作業においては、耕土の極端な移動があつてはならない。

第14節 道路復旧工

10-3-14-1 路体盛土工

路床盛土工の施工については、1-2-4-3 路体盛土工の規定によるものとする。

10-3-14-2 路床盛土工

路床盛土工の施工については、1-2-4-4 路床盛土工の規定によるものとする。

10-3-14-3 舗装準備工

舗装準備工の施工については、3-1-6-5 舗装準備工の規定によるものとする。

10-3-14-4 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、3-1-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

10-3-14-5 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、3-1-6-12 コンクリート舗装工の規定によるものとする。

10－3－14－6 砂利舗装工

砂利舗装工の施工については、10－1－7－11砂利舗装工の規定によるものとする。

10－3－14－7 道路用側溝工

道路用側溝工の施工については、7－1－10－3側溝工、7－2－5－3側溝工の規定によるものとする。

10－3－14－8 安全施設工

安全施設工の施工については、3－1－3－8路側防護柵工の規定によるものとする。

10－3－14－9 区画線工

区画線工の施工については、3－1－3－9区画線工の規定によるものとする。

10－3－14－10 縁石工

縁石工の施工については、3－1－3－5縁石工の規定によるものとする。

第15節 水路復旧工

10－3－15－1 土水路工

1. 土水路は、設計図書で示す場合を除き、基盤土を利用し整形するものとする。
2. 受注者は、設計図書で示す場合を除き、現場発生土を再利用し施工するものとする。

ただし、発生土が再利用に耐えない場合は、その処置方法について監督員と協議しなければならない。

10－3－15－2 プレキャスト水路工

1. 受注者は、前後の水路底と天端高を合せ、たるみ、盛り上がりのないようプレキャスト水路を敷設しなければならない。
2. プレキャスト水路の施工方法については、10－3－6－3プレキャスト開渠工の規定によるものとする。
3. 受注者は、設計図書で示す場合を除き、現場発生材を再利用し施工するものとする。

ただし、発生材が再利用に耐えない場合は、その処置方法について監督員と協議しなければならない。

第4章 管水路工事

第1節 適用

10-4-1-1 適用

1. 本章は、硬質ポリ塩化ビニル管、強化プラスチック複合管、ダクタイル鉄管、鋼管の布設及びバルブ、可とう管、鋼製継輪の据付け、管水路の付帯構造物を設置する工種に適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 一般事項

10-4-2-1 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準については、10-1-2-1 適用すべき諸基準の規定によるほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」 農林水産省農村振興局

JWWA K 139 (水道用ダクタイル鉄管合成樹脂塗料)

JWWA G 112 (水道用ダクタイル鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)

JWWA G 113 (水道用ダクタイル鉄管)

JWWA G 114 (水道用ダクタイル鉄異形管)

WSP 012 (水道用塗覆装鋼管ジョイントコート)

WSP 009 (水管橋外面塗装基準)

WSP 002 (水道用塗覆装鋼管現場施工基準)

WSP 004 (水道用塗覆装鋼管梱包基準)

WSP A-101 (農業用プラスチック被覆鋼管)

WSP A-101 (追補：碎石埋戻し施工要領)

WSP A-102 (農業用プラスチック被覆鋼管テープ付き直管の製作・施工指針)

FRPM-G-112 (鋼製異形管) フィラメントワインディング成形管用

JDPA Z 2010 (ダクタイル鉄管合成樹脂塗装)

JDPA W 04 (T形ダクタイル管接合要領書)

JDPA W 05 (K形ダクタイル管接合要領書)

JDPA W 06 (U形、U-Dダクタイル管接合要領書)

JDPA W 07 (フランジ形ダクトイル管接合要領書)
JIS A 5314 (ダクトイル鉄管モルタルライニング)
JIS Z 3050 (パイプライン溶接部の非破壊試験方法)
JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法)
JIS G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管－第1部：直管)
JIS G 3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管－第2部：異形管)
JIS G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命形
外表面プラスチック被覆)
JIS G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装)

10-4-2-2 一般事項

1. 運搬及び保管

- (1) 受注者は、管及び付属品の積み下ろしに際し、放り投げ、引き下ろし等によって管に衝撃を与えてはならない。特に、管の両端接合部、塗覆装部は、損傷しないよう必要に応じて保護を行うとともに、取り扱いは慎重に行わなければならない。
- (2) 受注者は、管及び付属品の運搬に際し、車体の動搖等による管と管、又は車体との接触を避けるため、ゴムシート、むしろ等で管の保護を行うとともに、くさび止め、ロープ掛け等で固定しなければならない。
- (3) 受注者は、工事施工上、管を同一箇所に集積する場合は、平坦な地形を選定する。

また、段積みは、呼び径500mm以下においては高さで1.5m程度、呼び径600～1,000mm以下では2段を限度とし、それ以上の管径については、特別の理由のない限り段積みしてはならない。

- (4) 受注者は、集積所で管を保管する際には、管体の沈下、継手部の接地等を防止するため、角材等を敷いた上に置くものとし、段積みの場合は、くさび止め、ロープ掛け等で崩壊を防がなければならない。

なお、長期間にわたって保管する場合は、シート掛けを行うものとする。

2. 布設接合

- (1) 受注者は、管の布設に先立ち管番号を記載した管割図を作成し、事前に監督員の承諾を得るとともに、管布設時には、管体にも同じ番号をマーキングし施工するものとする。

なお、布設にともない管割が変更となった場合は、修正した管割図を作成

し監督員に提出し承諾を得るものとする。

- (2) 受注者は、管の現場搬入計画、管の運搬方法、布設接合の方法及び接合後の点検方法について、施工計画書に記載しなければならない。
- (3) 受注者は、管の布設に当たり、常に標高、中心線及び配管延長の測量を行い、布設に錯誤をきたさないようにしなければならない。
- (4) 受注者は、原則として管の布設を低位部から高位部へ向って受口に差口を挿入し施工しなければならない。
- (5) 受注者は、布設に先立ち、管の内面及び接合部を十分清掃するとともに、管体及びゴム輪等について損傷の有無を点検しなければならない。

なお、機能低下につながる損傷を発見した場合は、監督員に報告し指示を得るものとする。

- (6) 受注者は、小運搬、吊り込み、据付けの際、管の取り扱いは常に十分な注意を払い、墜落衝突等の事故が生じないように施工するものとする。
- (7) 受注者は、管の荷卸ろし、布設について、現場状況及び吊り込み荷重等を考慮の上適切な機械を使用し、転倒事故等防止に努めなければならない。
- (8) 受注者は、土留工を使用した管布設に当たり、切梁、腹起し等に管が接触しないよう適切な仮設計画を立案するとともに、必要に応じ誘導員を配置し、慎重に施工しなければならない。
- (9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則74条の2及び労働安全衛生規則第164条2項及び3項、並びに平成4年8月24日付け基発第480号、平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発0329003号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守しなければならない。

なお、管長が5m以上で呼び径700mm以上を布設する場合、管搬入口を30mに一箇所以上設けるものとするが、腹起こし等でこれによらない場合は、別途設計図書によるものとする。

- (10) 受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、砂基礎内に捨梁を存置してはならない。
- (11) 受注者は、管長の許容差及び継手施工上生じる管長の伸縮に伴う調整を適切に行わなければならない。
- (12) 管の接合を行う作業員は、接合に熟練した者でなければならない。
- (13) 受注者は、特殊な管の接合に当たり、管製造業者の現地指導を受けるなど適切に施工しなければならない。

(14) 受注者は、管の布設を一定期間休止するような場合、土砂等の流入を防止するため、蓋で管を閉塞するなどの措置を取らなければならない。

また、掘削溝内に水が溜り、管が浮上するおそれがあるので、布設後早期に埋戻しを完了しなければならない。

(15) 受注者は、管の接合後、直ちに所定の点検を行い、その結果を監督員に報告しなければならない。なお、不良箇所は手直し又は再施工しなければならない。

(16) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、管継手、バルブ、可とう管、継輪等の据付に使用するボルト・ナットは、地上露出部及び構造物内はステンレスを使用し、地下埋設物部及びコンクリートに覆われる部分はF C D製を使用するものとする。

ただし、バルブ等でフランジ継手のものは、これに関わらず、ステンレス製を使用するものとする。

また、ダクタイル鋳鉄管のうち地殻変動が予想される管路や高度な耐震性が要求される管路に使用するS、S II、NS形継手についてはステンレスを使用するものとする。

(17) ダクタイル鋳鉄管及び鋼管、バルブ、鋼製可とう管、鋼製継輪等は、マクロセル腐食（コンクリート／土壤）を防止するため、設計図書及び以下の防食対策工の規定により施工しなければならない。

① コンクリート中の鉄筋と金属管（鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びバルブ類を含む）とは接触させてはならない。また管体支持金具及び管体固定アンカー等は金属管との絶縁処置がされている場合を除き鉄筋と接触させてはならない。

なお、鉄筋に絶縁測定用のターミナルを設置し、コンクリート打設前及び打設後にテスターにより金属管等との絶縁状態を確認するものとする。

② コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート（WSP 012）又は、水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命形外面プラスチック被覆（JIS G 3443-3）によるものとする。

③ コンクリート構造物貫通部より10mの区間は、特に鋼管腐食の発生しやすい場所となるので、埋戻し前に外観及びピンホール検査を行い塗装に損傷のないことを確認するものとする。

④ 鋼管（プラスチック被覆鋼管を除く）は、コンクリート構造物から絶縁

性を有する伸縮可とう管・可とう継手まで又は、配管延長10m以内の短い方、ダクタイル鋳鉄管は1本目までをポリエチレンスリーブで被覆しなければならない。

なお、コンクリート構造物内への巻き込みはスティフナーの手前までとし、施工方法及び品質については、JWWA K 158、（一社）日本ダクタイル鋳鉄管協会より発行されている技術資料に準じるものとする。

⑤ 埋設鋼管（ダクタイル鋳鉄管及びバルブ等を含む）の埋戻材は、管体及び塗覆装に有害な礫等を含まない良質土を使用するものとする。

なお、埋戻し締固めに当たり、管体及び塗装に損傷を与えないように慎重に行わなければならない。

⑥ ゴム可とう管については、ゴム被覆部とプラスチック被覆等との境界部は、塗装重ね幅を十分とするものとする。

(18) スペーサは、次のスペーサ用ゴム版を標準とし、施工に先立ち接着するものとする。

厚さ：8mm以上

面積：管口の1/2寸法角以上

硬度：80±5度

3. 枕木及び梯子胴木基礎工

(1) 受注者は、枕木基礎は正確に高さを調整した後、管を設計図書に示す位置に保持するものとし、管底が枕木に点接触することのないよう施工しなければならない。

(2) 梯子胴木基礎における各部材は、釘、かすがい等で強固に連結し、特に胴木は、地盤の連続的な支持を得るよう相欠き又は重ね構造とし、釘、かすがい等で固定するものとする。

4. 構造物工

受注者は、分水弁室工、排泥弁室工、空気弁室工、制水弁室工、減水槽工の施工に当たり、10-4-2-2一般事項の2(17)の防食対策工の規定によるものとする。

第3節 土工

10-4-3-1 作業土工

作業土工の施工については、3-1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

10－4－3－2 挖削工

挖削工の施工については、1－2－4－2 挖削工の規定によるものとする。

10－4－3－3 盛土工

盛土工の施工については、1－2－3－3 盛土工の規定によるものとする。

10－4－3－4 整形仕上げ工

整形仕上げ工の施工については、10－1－3－2 整形仕上げ工の規定によるものとする。

10－4－3－5 作業残土処理工

作業残土処理工の施工については、1－2－3－7 残土処理工の規定によるものとする。

第4節 構造物撤去工

10－4－4－1 構造物取壊し工

構造物取壊し工の施工については、3－1－9－3 構造物取壊し工の規定によるものとする。

第5節 管体基礎工

10－4－5－1 砂基礎工

1. 受注者は、砂基礎の施工に当たり、床掘り面の石礫等を除去し不陸を整正した後、砂基礎が管全体を均一に支持するよう留意し、基礎材の締固めを十分に行い、設計図書に示す形状にしなければならない。特に、管の接合部分には、鉛直荷重を集中するような状態を生じさせてはならない。
2. 基礎の形状及び基礎材料は、設計図書によるものとし、管の偏心を防止するため左右均等に施工しなければならない。
3. 基床部は管布設前に、管側部は管布設後に、それぞれ十分締固めを行い、管の沈下等を防止するよう施工しなければならない。なお、締固めの方法及び締固めの程度は、設計図書によるものとする。
4. 砂基礎は、管底部が均等に接し規定の据付高さとなるよう施工するものとし、管の高さ調整のために、角材やベニヤ板等を使用してはならない。

5. 継手掘りは、各管種に合わせた幅及び深さを確保するものとし、管接合後速やかに基礎材と同じ材料で同様に締固めを行うものとする。

6. 受注者は、急な縦断勾配に砂基礎を施工する場合及び湧水が多い場合、監督員と協議しなければならない。

10-4-5-2 碎石基礎工

碎石基礎工の施工については、10-4-5-1 砂基礎工の規定に準じて行うものとする。なお、塗覆装鋼管及び鋼製継輪、鋼製可とう管について碎石基礎となる場合は、10-4-6-4 鋼管布設工第2項据付 (3) 塗覆装 ④の規定により塗装の保護を行うものとする。

10-4-5-3 コンクリート基礎工

- (1) 受注者は、コンクリートが管底付近等の外周面に、完全に行き渡るよう十分突固めなければならない。
- (2) 管の仮支持のためコンクリートに埋殺しする枕材等は、基礎コンクリートと同等以上の耐久性と強度を有するものとする。
- (3) 受注者は、コンクリート打設に当たり、基床に施工継目を設け分割して打設する場合、管継手と同一箇所に継目がくるよう施工しなければならない。

第6節 管体工

10-4-6-1 硬質ポリ塩化ビニル管布設工

1. 受注者は、接合に先立ち、管端外面の全周をヤスリ、ナイフ等で2mm程度面取りしなければならない。なお、管を切断した場合は、管端内面も面取りしなければならない。

2. 接着剤は、専用の接着剤を使用し、TS受口と管差し込み部外面に、刷毛で均一に塗布しなければならない。

3. 接着剤は、水、土砂等の異物が混入したものを使用してはならない。

4. 受注者は、管に接着剤を塗布後、ひねらず差し込み、接合後は一定時間（3分間程度）挿入器等により挿入状態を保持し、管の抜け出しを防がなければならない。また、管内作業は、接着剤による溶剤蒸気を排除したうえで行うものとする。

5. 受注者は、管布設に当たり、管内に接着剤（溶剤）の蒸気が存在しているとき、低温であるとき並びに管及び継手に無理な応力が作用しているときには、

ソルベントクラッキングの発生の可能性が高くなることを踏まえ、次の事項について注意し施工しなければならない。

- (1) 接着剤は、作業に支障のない限りできるだけ薄く均一に塗布するものとする。
- (2) 配管中及び配管後は管の両口を開け、風通しをよくするなどの措置を講じるものとする。
- (3) 配管後は、即時埋戻しするよう心掛け、できない場合はシート等を被せ、衝撃を避けるものとする。
- (4) 無理な接合はしないこと。また、掘削溝の蛇行や溝底の不陸は、埋戻し後管に過大な応力を発生させ、溶剤蒸気の影響を受けやすいので、埋戻し、締固めなどにおいても細心の注意を払わなければならない。

6. ゴム輪継手を使用する場合は、以下に基づき施工しなければならない。下記以外については、10-4-6-2 強化プラスチック複合管布設工第1項強化プラスチック複合管に準拠するものとする。

- (1) 接合前に、挿し口に標線が入っているか確認しなければならない。標線が入っていない場合は、受け口長さを考慮し、挿入不足による漏水や挿入しその継手部の破損が起きないように、管中心線に対して直角に標線を記入しなければならない。
- (2) ゴム輪のはめ込みは、管芯を通し、ゴムのよじれが生じないよう十分に注意し、標線まで挿入しなければならない。
- (3) 接合後、ゴム輪がずれていかないかチェックゲージ等で確認しなければならない。

10-4-6-2 強化プラスチック複合管布設工

1. 強化プラスチック複合管

- (1) 接合は、正接合を原則とし、接合部分に専用の滑剤を塗布し、砂、土、ごみなどが付着せず、ゴム輪が適正な状態で適正な位置にくるようにしなければならない。

また、滑剤は、専用のものを適量使用し、ゴム輪の材質を劣化させるグリース等の油類を使用してはならない。

- (2) 受注者は、管の接合を適切な引込み能力を有するレバーブロック等の引込み器具により引込み接合し、原則として管の受口に差し口部を差し込むような方法で進めなければならない。

(3) ゴム輪のはめ込みは、管芯を通して、ゴムのよじれが生じないよう十分に注意し、所定の位置まで挿入しなければならない。

(4) 定置式ゴム輪は、なるべく布設現場において接合直前に取付けるものとし、ゴム輪は、使用直前まで屋内の暗所で可能な限り、低温の所に保管するものとする。

(5) 受注者は、ゴム輪を設計図書に示す位置に固定する必要がある場合、接着剤の性質等に関する資料を監督員に提出しなければならない。

また、このような措置を行った管は、なるべく短期間に施工しなければならない。やむを得ず長期にわたって保管する場合には、ゴムの劣化を防止するための措置を行わなければならない。

(6) 切管は、それぞれの管種に合わせた管端の処理を行わなければならない。

2. 鋼製異形管

(1) 鋼製異形管、鋼製可とう管の継手、鋼製継輪の製作については、FRPM-G-112の規定によるものとする。据付については、10-4-6-4鋼管布設工の規定によるものとする。

(2) 受注者は、ボルトの締付けはゴム輪が均等になるよう全体を徐々に仮締付けし、最後に管製造メーカーが規定するトルクまでトルクレンチで確認しながら締付けしなければならない。

10-4-6-3 ダクタイル鋳鉄管布設工

1. ダクタイル鋳鉄管

(1) 接合は、10-4-6-2強化プラスチック複合管布設工第1項強化プラスチック複合管に準じるものとする。

(2) ボルトの締付けに当たっては、10-4-6-2強化プラスチック複合管布設工第2項鋼製異形管(2)の規定によるものとする。

(3) 切管は継手形式の仕様に従って挿し口部の加工を行い、加工部は専用の補修塗料を用いて管の外面と同等の塗装を行わなければならない。

2. 鋼製異形管

(1) 鋼製異形管、鋼製可とう管、鋼製継輪の製作、据付けについては、10-4-6-4鋼管布設工の規定によるものとする。

(2) ボルトの締付けは、本条1項ダクタイル鋳鉄管(2)の規定によるものとする。

10-4-6-4 鋼管布設工

1. 工場製作

(1) 製作

- ① 受注者は、直管、テーパ付き直管、鋼製異形管、鋼製可とう管、鋼製継輪の工場製作に当たり製作図書を提出して、監督員の承諾を得るものとする。
- ② 管の両端の形状は、設計図書に示されている場合を除き、ベベルエンドとする。
- ③ ストレートシームで短管を接合して長管に製作する場合、軸方向の溶接継手は、一直線にしてはならない。
- ④ 鋼材の工場切断は、シャーリング機又は自動ガス切断機等によって正確に行うものとする。
- ⑤ 鋼材の曲げ加工は、ローラその他の機械によって一様かつ正確に行うものとする。
- ⑥ ダクタイル鋳鉄管、強化プラスチック複合管等との接合部の受口、差口等は、ゴム輪との接触が完全になるよう機械加工で仕上げを行うものとする。
- ⑦ フランジは、設計図書に示されている場合を除き、板フランジを標準とし、使用圧力に応じたJIS規格の製品を使用するものとする。

(2) 溶接

- ① 溶接工は、作業に応じてJIS等により、技量の認定された者でなければならない。
- ② 受注者は、溶接作業に当たり、火気、漏電について十分防止対策を講じなければならない。また、換気にも十分留意しなければならない。
- ③ 溶接は、自動溶接を原則とする。
なお、手溶接を行う場合は、下向溶接を原則とする。
- ④ 受注者は、溶接作業中、管内塗装面に十分な防護措置を施すとともに、管内の作業員の歩行についても、十分留意しなければならない。
- ⑤ 受注者は、溶接部を十分乾燥させ、錆、その他有害なものはワイヤーブラシ等で完全に除去し、清掃してから溶接を行わなければならない。
- ⑥ 受注者は、溶接に際し、管相互のゆがみを矯正し仮溶接を最小限行い、本溶接を行うときはこれを完全にはつり取らなければならない。本溶接と同等の品質を確保できる場合は、この限りでない。

- ⑦ 受注者は、溶接に当たり、各層ごとのスラグ、スパッタ等を完全に除去、清掃のうえ行わなければならない。
- ⑧ 気温が低い場合は、母材の材質、板厚などに応じて予熱、後熱その他適当な処置をとらなければならない。なお、気温が-15°Cより低い場合は溶接作業を行ってはならない。
- ⑨ 溶接は、アーク溶接を原則とし、使用する溶接棒及び溶接条件に最も適した電流で施工するものとする。
- ⑩ 溶接部には、有害な次の欠陥がないこと。なお、溶接部の放射線透過試験による合格判定は、JIS Z 3050A基準によるものとし、等級分類は、JIS Z 3104の第1種及び第2種3類以上とする。ただし、異形管の場合は第1種、第2種及び第4種の3類以上とする。
- 1) われ 2) 溶込み不足 3) ブローホール
4) アンダーカット 5) スラグの巻込み 6) 不整な波形及びピット
7) 肉厚の過不足 8) 融合不良 9) オーバーラップ
- ⑪ 仮溶接後は、速やかに本溶接をすることを原則とする。
- ⑫ 溶接部の判定記録は、記録用紙に記入のうえ、速やかに監督員に報告するものとする。

(3) 塗覆装

- ① 塗覆装素地調整は、管体製作後ショットブラスト又は、サンドブラストを行うものとする。
- ② 内面塗装は液状エポキシ樹脂塗装とし、塗装方法はJIS G 3443-4による。塗膜厚は0.5 mm以上とする。
- ③ 外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、表10-4-1のとおりとする。

表10－4－1 外面塗装仕様

管種	塗覆装仕様	厚さ
直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管(WSP A-101)」	2.0mm 以上
テーパ付直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管(WSP A-101)」	2.0mm 以上
異形管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管(WSP A-101)」	2.0mm 以上

- ④ 制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、原則としてプラスチック被覆とする。なお、ステイフナーについても同様とするが、同部の被覆厚については、規定しない。
- ⑤ フランジ等外面部でプラスチック被覆の施工ができない場合は、液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚0.5mm以上とする。
- ⑥ 屋外露出管の外面塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、WSP 009に準拠する。
- ⑦ 現場溶接のための工場塗覆装除外幅は、設計図書に示されている場合を除き、表10－4－2を標準とする。

表10-4-2 工場塗覆装除外幅

呼び径(mm)	除 外 幅(mm)	
	内 面	外 面
普通直管		
350以下	80 (片面)	100 (片面)
400～700	80 (片面)	150 (片面)
800～1500	100 (片面)	150 (片面)
1600～3500	100 (片面)	200 (片面)
テーパ付き直管		
700～3500	100 (片面)	100～150 (片面)

2. 据付

(1) 据付

- ① 受注者は、据付けに当たり、監督員と十分打合せを行い、順序、方法等を定め、手違い、手戻りのないよう留意すること。
- ② 受注者は、施工後検査困難となる箇所の据付けについて、事後確認が出来るよう資料写真等を整備し、施工しなければならない。
- ③ 受注者は、据付けの際、不適当な部材を発見した場合、監督員と協議し処置するものとする。
- ④ 据付けは、WSP 002及びWSP A-102による。

(2) 溶接

- ① 溶接棒は、次の規格に適合したもので、かつ、母材に適合する品質を有するものでなければならない。
 - 1) JIS Z 3201 (軟鋼用ガス溶接棒) 記号 G A、G B
 - 2) JIS Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒)
記号 E
 - 3) JIS Z 3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒) 記号 D A
 - 4) JIS Z 3221 (ステンレス鋼被覆アーク溶接棒) 記号 E S
 - 5) JIS Z 3251 (硬化肉盛用被覆アーク溶接棒) 記号 D F
 - 6) JIS Z 3312 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用マグ溶接
及びミグ溶接ソリッドワイヤ) 記号 Y G W
 - 7) JIS Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接

フラックス入りワイヤ) 記号 T

- 8) JIS Z 3315 (耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用
ソリッドワイヤ) 記号 YGA
- 9) JIS Z 3316 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用ティグ溶接溶加棒
及びソリッドワイヤ) 記号 YGT
- 10) JIS Z 3320 (耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)
記号 YFA
- 11) JIS Z 3321 (溶接用ステンレス鋼溶加棒、
ソリッドワイヤ及び鋼帯) 記号 YS、BS
- 12) JIS Z 3323 (ステンレス鋼アーク溶接フラックス入りワイヤ
及び溶加棒) 記号 TS
- 13) JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接
ソリッドワイヤ) 記号 YS
- 14) JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接フラックス)
記号 SF、SA、SM

また、溶接棒の取り扱いは、WSP 002による。

- ② 受注者は、現場溶接に従事する溶接工の資格等を証明する書類を、監督員に提出しなければならない。
- ③ 溶接方法、溶接順序、溶接機、溶接棒等詳細については、施工計画書に記載するものとする。
- ④ 屈曲箇所における溶接は、その角度に応じて管端を切断した後、開先を規定寸法に仕上げてから施工するものとする。なお、中間で切管を使用する場合も、これに準じるものとする。
- ⑤ 受注者は、雨、雪又は強風時には、溶接を行ってはならない。ただし、防護施設等を設け、降雨、風雪を防ぐ場合は、この限りではない。
- ⑥ 現場溶接は、管路の一方から逐次施工することを原則とする。
- ⑦ 突き合わせ溶接の開先ルート間隔は、WSP 002及びWSP A-102による。
- ⑧ 管と管の溶接に当たり、軸方向の溶接継手は、一直線にしてはならない。

(3) 塗覆装

- ① 継手溶接部の内外面塗覆装は、本条第1項工場製作(3)塗覆装の規定によるものとする。なお、呼び径800mm未満では人力による内面塗装を行わないものとする。
- ② 継手溶接部の素地調整は3種ケレンとする。

- ③ プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP 012プラスチック系を基本とする。
 テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A-102による。

表10-4-3 継手部外面塗装仕様

塗 覆 装 仕 様	厚 さ
現場溶接部：ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012)」	プラスチック系の場合 基 材 : 1.5 mm以上 粘 着 材 : 1.0 mm以上

- ④ 基礎材が碎石の場合に、接合部の塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 153に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。
 なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。

表10-4-4 耐衝撃シートの仕様

耐衝撃シート	厚 さ	巻 き 方	固定バンド
ポリエチレン シート	1 mm 以上	管縦断方向はジョイントコートの幅以上とし、円周方向は1.5周巻き（1周+上半周）とする。	シート1枚当たり3箇所以上ナイロンバンド等で固定する。

3. 鋼製異形管

- (1) 鋼製異形管、鋼製可とう管、鋼製継輪の製作、据付けについては、本条第1項工場製作～第2項据付の規定によるものとする。
 (2) ボルトの締付けについては、10-4-6-2強化プラスチック複合管布設工第2項鋼製異形管(2)の規定によるものとする。

10-4-6-5 弁設置工

1. 受注者は、弁類の設置に当たり、弁重量を構造物に伝達できる基礎構造とする。ただし、弁の固定については、以下の防食対策工の規定によるものとする。
 (1) 受注者は、ダクタイル鉄管路線において設計図書に示す土質が腐食性土壤(ANSI A21.5に相当する土壤)の場合は、JWWA K 158に規定された

ポリエチレンスリーブを全線にわたって被覆するものとする。

- (2) 受注者は、鋼管、ダクタイル鋳鉄管（バルブ類を含む）等これに類するパイプライン等施設で、土中に直接埋設するバルブ、鋼製継輪類、可とう管等については、塗膜の欠損に注意するとともに、土質が腐食性土壤（ANSI A 21.5に相当する土壤）の場合は、埋設部全体をJWWA K 158に規定されたポリエチレンスリーブで被覆しなければならない。
- (3) 受注者は、鋼管、ダクタイル鋳鉄管（バルブ類を含む）等これに類するパイプライン等施設で、これと接し鉄筋コンクリート構造物を造成する場合、
- (4) 以下の防食対策工の規定による対策を講じなければならない。
- (4) コンクリート中の鉄筋と金属管（鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びバルブ類を含む）とは接触させてはならない。また管体支持金具及び管体固定アンカー等は金属管との絶縁処置がされている場合を除き鉄筋と接触させてはならない。

なお、鉄筋に絶縁測定用のターミナルを設置し、コンクリート打設前及び打設後にテスターにより金属管等との絶縁状態を確認するものとする

- (5) コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート（WSP 012）又は水輸送用塗覆装鋼管－第3部：外面プラスチック被覆（JIS G 3443-3）によるものとする。
- (6) コンクリート構造物貫通部より10mの区間は、特に鋼管腐食の発生しやすい場所となるので、埋戻し前に外観及びピンホール検査を行い塗装に損傷がないことを確認するものとする。
- (7) 鋼管（プラスチック被覆鋼管を除く）は、コンクリート構造物から絶縁性を有する伸縮可とう管・可とう継手まで又は、配管延長10m以内の短い方、ダクタイル鋳鉄管は1本目までをポリエチレンスリーブで被覆しなければならない。

なお、コンクリート構造物内への巻き込みはスティフナーの手前までとし、施工方法及び品質については、JWWA K 158、（一社）日本ダクタイル鋳鉄管協会より発行されている技術資料に準じるものとする。

- (8) 埋設鋼管（ダクタイル鋳鉄管及びバルブ等を含む）の埋戻材は、管体及び塗覆装に有害な礫等を含まない良質土を使用するものとする。

なお、埋戻し締固めに当たり、管体及び塗装に損傷を与えないように慎重に行わなければならない。

- (9) ゴム可とう管については、ゴム被覆部とプラスチック被覆等との境界部は、

塗装重ね幅を十分とするものとする。

2. 受注者は、弁類の設置に当たり、塗膜の欠損に注意するとともに、欠損した箇所については、同等以上の塗装を行わなければならない。
3. 受注者は、弁類を直接土中に埋設する場合の防食対策工については、本条第1項の規定によるものとする。
4. 受注者は、ボルトの締付けについて、10-4-6-2強化プラスチック複合管布設工第2項鋼製異形管(2)の規定によるものとする。
5. 水弁等の内外面を塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、表10-4-5のとおりとする。

表10-4-5 弁の内外面塗装仕様

弁箱材質	塗 覆 装 仕 様	塗膜厚
F C	<ul style="list-style-type: none">・ 水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗装方法 (JWWA K 135)」・ 水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイル鉄管合成樹脂塗装 (JWWA K 139)」	0.3 mm 以上
F C D	<ul style="list-style-type: none">・ 水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗装方法 (JWWA K 135)」・ 水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイル鉄管合成樹脂塗装 (JWWA K 139)」・ エポキシ樹脂粉体塗装「水道用ダクタイル鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G 112)」	0.3 mm 以上

第7節 分水弁室工

10-4-7-1 作業土工

作業土工の施工については、3-1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。

10-4-7-2 弁室工

1. 基礎工の施工については、第3編第1章第4節基礎工の規定によるものとする。
2. 型枠の施工については、第1編第3章第7節型枠・支保の規定によるものと

する。

3. コンクリートの施工については、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節現場練りコンクリート、第5節運搬・打設の規定によるものとする。
4. 鉄筋の施工については、第1編第3章第6節鉄筋の規定によるものとする。
5. 受注者は、弁室の底版と側壁部の打継目部については、構造物内への地下水の進入を防ぐため、打継目部の処理を十分に行うとともに、必要に応じ、1-3-5-7 打継目第3項の補強等を行うものとする。
6. 弁室底版面の仕上げに当たり、弁室内に侵入した水を排水升に集中させるよう、構造に影響しない範囲で勾配又は溝切を行うものとする。
7. 巻き上げロッド及び振れ止め金具の設置に当たり、弁がスムーズに開閉できるよう芯を通すとともに、防食対策工については、10-4-6-5 弁設置工第1項の規定によるものとする。
8. 受注者は、道路下の弁室にあって、マンホール蓋及び本体が路面との段差が生じないように、また雨水が集中しないよう平坦に施工しなければならない。

10-4-7-3 付帯施設設置工

1. ネットフェンス等の施工については、3-1-3-8 路側防護柵工の規定によるものとする。
2. 敷砂利工の施工については、10-1-7-11 砂利舗装工の規定によるものとする。

第8節 排泥弁室工

10-4-8-1 作業土工

作業土工の施工については、3-1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

10-4-8-2 弁室工

排泥弁室工の施工については、10-4-7-2 弁室工の規定によるものとする。

10-4-8-3 付帯施設設置工

付帯施設設置工の施工については、10-4-7-3 付帯施設設置工の規定によるものとする。

第9節 空気弁室工

10-4-9-1 作業土工

作業土工の施工については、3-1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

10-4-9-2 弁室工

空気弁室工の施工については、10-4-7-2 弁室工の規定によるものとする。

第10節 流量計室工

10-4-10-1 作業土工

作業土工の施工については、3-1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

10-4-10-2 計器類室工

計器類室工の施工については、10-4-7-2 弁室工の規定によるものとする。

10-4-10-3 付帯施設設置工

付帯施設設置工の施工については、10-4-7-3 付帯施設設置工の規定によるものとする。

第11節 制水弁室工

10-4-11-1 作業土工

作業土工の施工については、3-1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

10-4-11-2 弁室工

制水弁室工の施工については、10-4-7-2 弁室工の規定によるものとする。

10-4-11-3 付帯施設設置工

付帯施設工の施工については、10-4-7-3 付帯施設設置工の規定によるものとする。

第12節 減圧水槽工

10-4-12-1 作業土工

作業土工の施工については、3-1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

10-4-12-2 減圧水槽工

1. 基礎工の施工については、第3編第1章第4節基礎工の規定によるものとする。
2. 型枠の施工については、第1編第3章第7節型枠・支保の規定によるものとする。
3. コンクリートの施工については、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節現場練りコンクリート、第5節運搬・打設の規定によるものとする。
4. 鉄筋の施工については、第1編第3章第6節鉄筋の規定によるものとする。

10-4-12-3 付帯施設設置工

付帯施設設置工の施工については、10-4-7-3 付帯施設設置工の規定によるものとする。

第13節 スラストブロック工

10-4-13-1 スラストブロック工

1. 基礎の施工については、第3編第1章第4節基礎工の規定によるものとする。
2. 型枠の施工については、第1編第3章第7節型枠・支保の規定によるものとする。
3. コンクリートの施工については、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節現場練りコンクリート、第5節運搬・打設の規定によるものとする。
4. 鉄筋の施工については、第1編第3章第6節鉄筋の規定によるものとする。

第14節 付帯工

10-4-14-1 用地境界杭工

1. 一般事項
 - (1) 受注者は、境界杭の設置が設計図書に示されていない場合、監督員と協議

するものとする。

- (2) 受注者は、境界杭の設置に当たり、隣接土地所有者との間にトラブル等が生じた場合、直ちに作業を中止し、監督員と協議しなければならない。

2. 境界杭

- (1) 受注者は、境界杭の選定に当たり、農林水産省規格（13cm×13cm）で長さ90cmの鉄筋コンクリート杭を標準とする。
- (2) 受注者は、境界杭の設置に当たり、「埼玉県」等の刻印の表示が、官有地から読みとれるように杭の向きを定め、杭の中心部を用地境界線上に一致させなければならない。
- (3) 受注者は、境界杭の設置に当たり、杭頭部が地上に30cmから40cm程度出るようにし、できるだけ鉛直に固定しなければならない。
- (4) 受注者は、境界杭の設置箇所が岩盤、構造物等のため、設計図書に示す深さに埋設できないときは、監督員と協議しなければならない。

10-4-14-2 埋設物表示工

1. 埋設物表示テープは、設計図書に示す場合を除き二枚重ねを使用する。
2. 埋設物表示テープは、設計図書に示す埋設深で管の中心線上に敷設するものとする。

第15節 法面工

10-4-15-1 植生工

植生工の施工については、3-1-14-2 植生工の規定によるものとする。

10-4-15-2 吹付工

吹付工の施工については、3-1-14-3 吹付工の規定によるものとする。

第16節 耕地復旧工

10-4-16-1 水田復旧工

水田復旧工の施工については、10-3-13-1 水田復旧工の規定によるものとする。

10-4-16-2 畑地復旧工

畠地復旧工の施工については、10-3-13-2 畠地復旧工の規定によるものと

する。

第17節 道路復旧工

10-4-17-1 一般事項

受注者は、従前の機能、効用、耐久性等必要な条件を具備するよう道路を復旧しなければならない。

10-4-17-2 路体盛土工

路体盛土工の施工については、1-2-4-3 路体盛土工の規定によるものとする。

10-4-17-3 路床盛土工

路床盛土工の施工については、1-2-4-4 路床盛土工の規定によるものとする。

10-4-17-4 舗装準備工

舗装準備工の施工については、3-1-6-5 舗装準備工の規定によるものとする。

10-4-17-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、3-1-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

10-4-17-6 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、3-1-6-12 コンクリート舗装工の規定によるものとする。

10-4-17-7 砂利舗装工

砂利舗装工の施工については、10-1-7-11 砂利舗装工の規定によるものとする。

10-4-17-8 道路用側溝工

1. 道路用側溝工の施工については、7-1-10-3 側溝工、7-2-5-3 側

溝工の規定によるものとする。

2. 受注者は、設計図書で示す場合を除き、現場発生材を再利用し施工するものとする。ただし、発生材が再利用に耐えない場合は、その処置方法について監督員と協議しなければならない。

10-4-17-9 安全施設工

1. 安全施設工の施工については、3-1-3-8 路側防護柵工の規定によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で示す場合を除き、現場発生材を再利用し施工するものとする。ただし、発生材が再利用に耐えない場合は、その処置方法について監督員と協議しなければならない。

10-4-17-10 区画線工

区画線工の施工については、3-1-3-9 区画線工の規定によるものとする。

10-4-17-11 縁石工

1. 縁石の施工については、3-1-3-5 縁石工の規定によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で示す場合を除き、現場発生材を再利用し施工するものとする。ただし、発生材が再利用に耐えない場合は、その処置方法について監督員と協議しなければならない。

第18節 水路復旧工

10-4-18-1 土水路工

土水路工の施工については、10-3-15-1 土水路工の規定によるものとする。

10-4-18-2 プレキャスト水路工

プレキャスト水路工の施工については、10-3-15-2 プレキャスト水路工の規定によるものとする。